

社会福祉法人 子どもの虐待防止センターの新しい取り組み

性虐待を受けた子どもへの司法面接訓練

社会福祉法人子どもの虐待防止センター（CCAP）では、平成 20 年度から性虐待に焦点を当てた取り組みを始めています。

性虐待は児童虐待の中でも、特に苛烈で深刻な後遺症を長年にわたって残すものと知られています。性虐待を受けた可能性のある子どもを早く発見し、事実をできるだけ正確に把握し、家族への有効な介入や治療を行うことが、子どもの被害を最小限に抑え回復の支援に欠かせません。

性虐待においてはしばしば、加害者が被害児を共犯者にして秘密の共有を強制したり、家族崩壊の責任を負わせたりということが起こります。被害児は自分の被害に対して、罪悪感や屈辱感を持ちがちで、誰にも被害を訴えられずに一人で苦しむことが多いと言われています。また、子どもが性被害を周囲の大人に訴えても、大人がとまどい否認してしまうことすらあり、子どもの傷つきをさらに深刻なものにすることも起こります。さらに性虐待が専門家に知られることになっても、子ども自身がなかなか開示しないだけでなく、聞き取りの仕方によっては間違った誘導をしたり、子どもを二重に傷つけることもしばしば起こります。このように子どもからの性虐待の被害の聞き取りは大変難しく、特別な訓練が必要です。

アメリカでは特別な訓練を受けた資格のある専門職が聞き取りをした性虐待の記録は法律的にも正確な情報として司法場面でも活用され、さらなる警察・検察からの聞き取りの繰り返しを防ぎ、被害者を守る役割を果たしています。日本では、このようにシステム化された性虐待の聞き取りの方法は確立されておらず、欧米でその訓練を受けた人は数人程度とされています。

そこで、平成 20 年 11 月 11 日～13 日の 3 日間、アメリカ・ミネソタ州ミネアポリスの「コーナーハウス」という子ども虐待の評価・研修センターの専門機関からトレーナーを呼び、性虐待の司法面接の集中トレーニングを行うことになりました。3 日間の集中トレーニングをすべて受講すると、コーナーハウスの修了書が得られます。

日本で子どもから性虐待の聞き取りを行う専門職である児童相談所の児童福祉司と心理職 30 名を募集したところ、日本全国から応募多数であったため定員を増やし、36 名の方が受講することに決まりました。日本ではこの司法面接が実際の裁判で利用できるか不明ですが、司法場面でも通用する聞き取りの訓練は、子どもからの開示を促し、正確な情報はその後のケースワークにも生かされることになると思います。また性虐待ばかりでなく、子どもの被害全般の聞き取りにとっても有効な訓練であると言われています。

この訓練の内容は次の通りです。

研 修 概 要

【日 時】 平成 20 年 11 月 11 日（火）～13 日（木）の 3 日間
3 日間とも午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分

【場 所】 渋谷 子どもの城 研修室

【参加者】 児童相談所の現職児童福祉司と心理職 36 名

- * 参加者は、この集中訓練に先立って 11 月 8 日・9 日に行われる「NPO 法人 子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク」主催の「第 11 回子どもの虐待防止シンポジウム～子どもにやさしい聴きかた～虐待の事実を確認する技術の向上をめざして」を受講することが求められている。

【講 師】 Jodi L,Lashley,MSW,LGSW（ジョディ・ラシュリー氏）

Corner House Interagency Child Abuse Evaluation and Training Center

（アメリカ合衆国ミネソタ州・多機関連携子ども虐待評価・研修センターコーナーハウストレーニングコーディネーター兼トレーナー）

- * コーナーハウスは「子どもの福祉を最優先に」を基本理念として 1989 年にミネソタ州ミネアポリスに設立された、子ども虐待評価・研修センターで、米国の代表的な子どもの権利擁護センター（CAC: Children's Advocacy Center）です。

※ コーナーハウス URL <http://www.cornerhousemn.org/>

【研修内容】 第 1 日目 (1) 効果的な面接法とは
(2) 子どもたちはどのように性虐待を経験するか
(3) 開示のプロセス：子どもたちはどのように性虐待について話すか
(4) 性的発達
(5) 子どもたちに質問する

第 2 日目 (1) 記憶について
(2) 子どもたちはどのように考えるか：7 歳以下、12 歳以下、全ての年齢
(3) RATAAC コーナーハウスの面接プロセス
(4) アナトミカルドールの使用法など

第 3 日目 (1) 司法面性実演
(2) 評価と振り返り

【主 催】 社会福祉法人 子どもの虐待防止センター

〒156-0043 東京都世田谷区松原 1-38-19 東建ビル 202

電話 03-5300-2451 Fax03-5300-2452 <http://www.ccap.or.jp>

平成20年度「児童虐待防止推進月間」実施要綱

1. 名 称

児童虐待防止推進月間

2. 趣 旨

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、特に、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も跡を絶たない状況において、児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっている。そのため、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要である。

これらの総合的な対策が地域に根づき、効果的に実施されていくためには、援助関係者を含む各界各層の幅広い国民の理解を深めていくことが不可欠である。

このため、11月を「児童虐待防止推進月間（以下「月間」という。）」と定め、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動など種々な取組を集中的に実施することにより、家庭や学校、地域など社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解が得られるよう、多くの民間団体や国・地方公共団体など関係者の積極的な参加を求め、協働して児童虐待防止対策への取組を推進し、その充実と定着を図るものである。

3. 基本方針

- (1) 児童虐待防止に向けた国民的意識の高揚・定着
- (2) 地域社会に根ざした児童虐待防止活動の促進
- (3) 児童虐待防止活動による民間団体等の関係団体や関係機関、地域住民等の連携強化

4. 標 語

『助けての 小さなサイン 受け止めて』

平成20年度「児童虐待防止推進月間」標語として全国公募により選定された
田口 景一（たぐち けいいち）さん（愛知県・公務員）の作品

5. 期 間

平成20年11月1日（土）から30日（日）までの1か月間。

ただし、地域の実情に応じ、期間延長等の変更は差し支えないものとする。

6. 主 唱 者

厚生労働省、内閣府

7. 協 力 者

- (1) 関係省庁等

警察庁、法務省、文部科学省、最高裁判所

(2) 関係団体

子どもの虹情報研修センター	全国情緒障害児短期治療施設協議会
(財)全国里親会	全国自立援助ホーム連絡協議会
(福)子どもの虐待防止センター	全国人権擁護委員連合会
(福)全国社会福祉協議会	全国乳児福祉協議会
(福)日本保育協会	全国保育協議会
(社)青少年育成国民会議	全国保健師長会
(社)全国私立保育園連盟	全国保健所長会
(社)全国保健センター連合会	全国母子生活支援施設協議会
(社)日本医師会	全国民生委員児童委員連合会
(社)日本歯科医師会	全国養護教諭連絡協議会
(社)日本看護協会	全国連合小学校長会
(社)日本助産師会	全日本私立幼稚園連合会
(社)日本PTA全国協議会	全日本中学校長会
(特)児童虐待防止全国ネットワーク	(特)チャイルドライン支援センター
全国家庭相談員連絡協議会	日本子ども家庭総合研究所
全国高等学校長協会	日本子ども虐待防止学会
全国国公立幼稚園長会	日本子どもの虐待防止民間ネットワーク
全国児童家庭支援センター協議会	日本私立小学校連合会
全国児童自立支援施設協議会	日本私立中学高等学校連合会
全国児童相談所長会	日本弁護士連合会
全国児童養護施設協議会	

8. 平成20年度における実施事項

下記の事項を実施することにより、児童虐待防止への意識の高揚・定着を図るとともに、自主的な児童虐待防止活動を促進し、各関係団体・関係機関などの連携の強化を図る。また、地方公共団体においても、これに準じた取組が図られるよう呼びかけを行う。

(1) 広報・啓発活動

- ・ ポスター、リーフレット、リボン等の広報媒体の作成、配布
- ・ テレビ、新聞、機関誌、広報誌及びインターネットなどを通じての広報啓発

(2) オレンジリボン・キャンペーンの推進

オレンジリボン普及のため、シンボリック施設へのオレンジライトアップやオレンジリボンを付けての子ども虐待防止パレードなどの実施

(3) フォーラム・シンポジウム・講演会・研修会・会議・展示会などの開催

広報啓発、児童虐待問題への理解などを目的としたフォーラム・シンポジウム・講演会・研修会・会議などの開催

(4) 電話相談などの相談援助活動の実施

夜間・休日などを活用した相談援助活動の実施

(5) その他「月間」にふさわしい行事等の実施

9. 協力者等への依頼

厚生労働省は、協力者及び地方公共団体に対し、上記4の標語について広報誌への掲載等による周知等及び上記8の事項を実施するための支援、協力を依頼すること。

10. 月間における関係団体等の取組状況などの公表

厚生労働省は、児童虐待防止対策協議会（※）の関係府省庁等や関係団体の平成20年度月間における児童虐待防止に資する取組の実施（予定）状況等について調査し公表すること。

11. 児童虐待防止対策協議会の開催

厚生労働省は、月間に向けて児童虐待防止対策協議会を開催し、国民に向けて、月間等における取組状況について情報提供するとともに、協議会参加団体の総合的な取組の推進に向けた連携の強化やさらなる児童虐待防止対策の充実を図るための方策などについて検討し、社会全体で早急に解決しなければならない問題であることをアピールすること。

（※）児童虐待防止対策協議会

児童虐待に関係する府省庁等及び関係団体が一堂に会し、虐待に関する通報・情報提供の促進と関係団体等との連携強化など、総合的な取り組みを進めるため、平成11年11月に設置（平成20年9月現在、6府省庁等及び41団体が参加。）。